

## 消滅時効

### (1) 一般債権の消滅時効の起算点

現行民法第 166 条第 1 項および第 167 条第 1 項によれば、債権は権利を行使することができた時から 10 年間行使しないと、時効により消滅するが、その期間の長さが問題視されている。実際には、債権者に権利行使の機会が保障されていればよいため、改正民法は、「債権者が権利行使をすることができることを知った時」という時効の起算点を新たに設け、その時より 5 年が経過すれば、債権は消滅するとした（新第 166 条第 1 項第 1 号）。なお、債権を行使することができた時から 10 年という従来の消滅時効も存続するが（第 2 号）、前述したように、債権者が権利行使しうることを知ったときから 5 年で消滅するという主観的起算に債権者は留意しなければならない。

### (2) 職業上の債権の短期消滅時効

第 170 条ないし第 174 条は、職業上の債権は 1 年から 3 年といった短期で消滅する旨を定めているが、その合理性が疑われている。そのため、債権法改正に際し、職業上の債権の消滅時効に関する定めは削除された。

### (3) 不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効

現行民法は、第 3 編において、次のように定めている。

第 724 条 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から三年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から二十年を経過したときも、同様とする。

これは不法行為に基づく損害賠償請求権に関する特例であり、債務不履行に基づく損害賠償請求権には適用されない（後者は第 166 条以下による）。

従来の実務では、後段が定める期間は消滅時効期間ではなく、除斥期間として扱われている。そのため、①時効の停止・中断といった制度は適用されない。また、②当事者が債権の時効消滅を援用しなくても、裁判所が職権で判断することができる。さらに、③当事者が消滅時効を援用しても、信義則違反や権利濫用にあたらないとされている。そのため、被害者に酷な結果が生じる場合がある。これを改善するため、新法は、不法行為時から 20 年という期間を消滅時効期間とした（新第 724 条）。その結果、不法行為に基づく債権についても、時効の停止・中断（新法によれば、猶予・更新）が認められる。また、消滅時効の援用は権利の濫用にあたるとして禁止される場合がある。

### (4) 生命・身体の侵害に基づく損害賠償請求権の消滅時効

前述したように、現行は不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効について特例を設けているが、不法行為の結果ないし損害の態様について考慮していない。つまり、物損であるか、人損であるか、また、後者の場合であれ、その程度について違いは設けられていない。

しかし、人の生命または身体は他の法益よりも厚く保護されなければならないため、改正民法は、人の生命・身体を害する不法行為に基づく損害賠償請求権は、損害および加害者を知った時から3年間ではなく、5年間行使しないときに消滅すると定める（新第724条の2）。なお、不法行為の発生時より20年間で消滅する点は、その他の不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効と同じである（第724条後段）。

また、債務不履行によって人の生命・身体が害される場合について、損害賠償請求権は、権利を行使することができる時から10年ではなく、20年で時効により消滅とする（新第167条）。なお、債権者が権利を行使することを知った時から5年で時効消滅する点では、他の債権の消滅時効と同じである（新第166条第1項第1号）。

### 債務の履行に関する協議に基づく時効の完成猶予

債権者は債権の時効消滅が迫った段階で債務者に履行を請求したり、債務者と協議することがあるが、現行民法はこの協議を事項の中断事由としていない。しかし、債権者が債務者と協議する場合には、自らの権利行使を怠っているとは言いがたい。また、協議中であれば、債権者が裁判所に提訴（提訴は時効の中断事由である）することもないと解される。このような点を考慮し、改正民法は、当事者間で債務の履行に関し協議する旨の合意が書面でなされたときは（電磁的記録であってもよい、第151条第4項）、時効の完成が猶予されるものとした。詳細には、以下のいずれかの期間の内、最も短い期間が終了するまで時効は完成しない（新第151条第1項）。

- ① 合意があってから1年
- ② 協議期間が1年未満である場合は、その協議期間
- ③ 協議続行拒絶通知から6ヶ月

なお、当事者は、再度、協議について合意することができるが、本来の時効完成時より5年を超えて時効の完成は猶予されない（第2項）。